

国民年金などの年金制度が改正されます！

平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料は月額1万3千580円です。

国民年金の保険料は、平成17年度から平成29年度まで毎年280円引き上げられる予定となっています。(引き上げ額は、今後の賃金上昇率によって変化します。)

若年者納付猶予制度が導入されます。



平成17年4月から20歳代の方は、本人と配偶者それぞれの前年の所得が一定額以下の場合、申請により

月々の保険料納付が猶予されます。(これまでは、所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居している場合には、保険料免除の対象とはなりません。)

仮に、障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、その月の前々月までの加入期間のうち保険料納付済期間(免除期間等含む)が3分の2未満または直近1年間に保険料の未納があると障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますが、この若年者

納付猶予制度の承認を受けている期間は、未納の扱いとはなりませんので万が一の時に安心です。

また、満額の老齢基礎年金をうけるために、その後10年の間に保険料を納付することができます。(2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります)

若年者納付猶予制度の対象となる年収の目安(H17年度の基準)

- 4人世帯(夫婦・子2人) 258万円
- 2人世帯(夫婦のみ) 157万円
- 単身世帯 122万円

本人だけでなく、配偶者も基準に該当していることが必要です。4人世帯、2人世帯は、夫か妻のどちらかのみ(所得(収入)がある世帯の場合、

保険料免除の所得基準が一部緩和されます。

扶養者控除がないために若者に多い単身世帯に厳しいものとなっていた保険料免除の所得基準が、単身世帯を中心に緩和されます。

単身世帯の方の保険料免除となる前年の所得基準

- 平成16年度
- 35万円以下(全額免除)
- 68万円+所得控除額の合計以下(半額免除)

平成17年度
57万円以下(全額免除)
118万円+所得控除額の合計以下(半額免除)

第3号被保険者の特例が実施されます。

平成17年4月から、過去の届け出忘れによる受給資格期間とみなされない期間の全てを第3号被保険者として認めてもらえることになりました。

これにより、届け出忘れ期間すべてを老後の年金のための受給資格期間に算入することができます。

なお、平成17年3月までに第3号の届け出があつて3号未納期間となつている方については、特例の届け出は必要ありません。

すでに特例の届け出があつたものとみなして、自動的に保険料納付済の期間への変更を行い、該当する方へ社会保険庁からお知らせが送付されます。

また、該当する方であつて年金受給中の方は年金額が増額となる場合がありますが、この年金額の改定についても、社会保険庁において実施するため届け出の必要はありません。

ただし、第3号被保険者に該当していたにもかかわらず、届け出

をしていないような方は社会保険事務所に届け出の必要があります。届け出には年金手帳と印鑑が必要です。

年金の加入記録を確認しておきましょう

年金を確実に受け取るために、年金の加入記録を把握しておきましょう。

年金手帳があるか確認

年金手帳が2冊ある人は1冊にまとめてもらいましょう。会社員の場合は、事業主がまとめて保管していることも多いので、貸し出してもらいましょう。

加入記録を問い合わせましょう

基礎年金番号により年金の加入記録がわかりやすく。社会保険事務所まで調べてもらいましょう。

届け出もれや未納期間があつたら必ず相談を

第3号被保険者期間の届け出もれや未納期間、または転職などで不明な期間があるときは、すみやかに相談しましょう。

被保険者の種別が変更になったときは、届け出をしましょう

届出の種類と方法

届出が必要なとき	加入の種別	手続きに必要なもの	届出先
20歳になったとき (第2号被保険者である場合を除く)	第1号被保険者		市町村役場
20歳以上の方が会社等を退職し、第2号被保険者でなくなったとき * 独身又は配偶者の被扶養者になれない場合 * 配偶者が第2号被保険者でない場合 * 配偶者が第2号被保険者で、その被扶養配偶者となった場合	第1号被保険者	年金手帳又は 基礎年金番号通知書 退職日の確認できるもの	市町村役場
配偶者が就職し、第2号被保険者の被扶養配偶者になったとき 第2号被保険者である配偶者が同日に別の年金制度に加入したとき 厚生年金 共済組合 共済組合(国) 共済組合(地方)など	第3号被保険者	年金手帳又は 基礎年金番号通知書 配偶者の年金手帳	配偶者の勤務先
配偶者が退職し、第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき 第3号被保険者の年収が130万円を超えるなどで被扶養配偶者でなくなったとき	第1号被保険者	年金手帳又は 基礎年金番号通知書 退職日の確認できるもの 年金手帳又は 基礎年金番号通知書 被扶養配偶者でなくなった日の確認できるもの	市町村役場

問い合わせ
岡谷社会保険事務所
住民福祉課 国民年金係
☎ 62 9111 (有) 9111
☎ 23 3661